

前橋市スポーツ推進計画策定に関するパブリックコメントの実施について

文化スポーツ観光部スポーツ課

1 趣旨・目的

本市では、令和元年に市民が誇りと愛着を持つことができる活力と魅力あふれる地域社会の実現を目指し、スポーツを「する、観る、支える」という新たな視点に立った政策を実行するため、スポーツの推進に関する基本理念を定めた「スポーツ推進条例」を制定しました。国の「スポーツ基本計画」「群馬県スポーツ推進計画」を参酌した上で、「前橋市スポーツ推進条例」に定める基本理念実現のため、スポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進をはかるため「前橋市スポーツ推進計画」を策定することとなりました。

本計画を策定するにあたり、広く市民から募集した意見・提言を反映したものとするため、計画（素案）を公表し、パブリックコメントを実施するものです。

2 パブリックコメント資料

- ・前橋市スポーツ推進計画（素案）
- ・前橋市スポーツ推進計画（素案）【概要版】

3 パブリックコメントの実施概要

（1）意見募集期間

令和5年9月1日（金）～令和5年9月30日（土）

（2）資料の公表方法

市のホームページのほか、次の場所において資料を公表

- ・市庁舎（2階情報公開コーナー・3階スポーツ課）
- ・各支所、市民サービスセンター、ヤマト市民体育館、しんしん大温水プール・トレーニングセンター、前橋総合運動公園（管理事務所）、じよぶJOBジョブズ宮城体育館

(3) 意見の提出方法

・所定の用紙に住所、氏名、意見を記入し、各閲覧場所へ直接提出、またはスポーツ課へ郵送、FAX、電子メールにて提出

(4) 市民への周知方法

市ホームページ、広報まえばし9月号へ掲載

(5) 意見に対する回答

意見及び意見に対する本市の考え方について、市ホームページ及び資料の配布場所で公表